

## 監査公表第8号

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定に基づき次のとおり監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

平成29年12月6日

新城市監査委員 近藤 隆  
新城市監査委員 滝川 健司

第1 監査種別  
定例監査・行政監査

第2 監査の対象  
議会事務局  
議事調査課

第3 監査に当たった監査委員  
近藤 隆  
滝川健司（平成29年11月21日から。同月12日までは鈴木達雄。）

第4 監査の期間  
平成29年4月10日～平成29年12月4日

第5 監査の方法  
平成29年度の監査実施計画に基づき上記の部局に係る平成28年度に実施した事務事業について、あらかじめ提出された監査資料をもとに法令、計数は勿論、事業の有効性、効率性、経済性、重点施策実施状況等に留意して聴取を行った。また、施設管理状況等について確認するため、事務室の現地査察を実施した。

第6 監査の結果  
事務処理及び事業の執行については、概ね適正に処理されていると認められた。なお、軽易な事項についてはそれぞれ監査の過程においてふれたところであるが、以下の項目を意見として発表する。  
監査結果に対する是正措置や検討状況等については、この報告の受領日から概ね3か月をめどに通知されたい。

## 議会事務局

### 【議事調査課】

#### 指摘事項

議会政務活動費の収支報告書の提出に際し、複数の収支報告書をまとめて文書受付していた。文書受付を明確にするため、それぞれの収支報告書に受付印を押印するよう改められたい。

#### 意見

議会図書室に備付けの図書については、備品類とともに物品台帳を用いた整理がされ、図書目録等の確認がしづらい状況にあった。図書の閲覧を容易にし、議会活動に役立てることができるようするため、図書台帳の整備に努められたい。